

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和6年12月10日（火）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	石原 裕介	副委員長	板倉 浩幸
	委員	多田 陽子	委員	山岸 美登利
	委員	飯田 雅広	委員	三浦 知将
	委員	安藤 洋一		
欠席委員	なし			
委員外議員		吉田 正昭		
会議事件説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	総務部長	鈴木 敬	総務課長	藤下 真人
職務のため出席した者	議長	水野 智見	議事局長	萩野 み代
	書記	荒木 慎介	主事	大河内 里帆
付託事件	議案第63号 蟹江町室及び部設置条例の一部改正について 議案第64号 蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について			

○委員長 石原裕介君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

議長のほうから少し遅れる連絡がありましたので、お願いいたします。

本日は、付託案件の審査終了後にお時間をいただき所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力願います。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は2件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会の開催の前に一言ご挨拶だけ申し上げたいと思います。

本当、寒さも大分厳しくなりまして、これが普通ではないのかな、今日も歩いて庁舎へ来たときに、西のほうを見たら、伊吹山が実は真っ白に雪化粧しておりました。凜とした空気の中で、これが2か月、3か月寒い日が続くと思いますが、風邪など召さないようにご自愛いただければありがたいと思います。

もちろん職員でもまだちょこちょこ実はコロナに感染している職員がいて、熱は出ないんですけども、やっぱり検査をしたら陽性だということで、休んでいる職員もいるようであります。皆様方もコロナには十分注意をしていただければと、必要に応じてマスクを使っていたけるとありがたいと思います。

さて、今、国のほうでは臨時国会折り返しでございます。重要案件山積みでありますし、我々首長として、来年度予算を副町長査定で非常に厳しい査定を今やっただいております。しかしながら、皆様方から頂いた税を有効活用をしっかりとさせていただくための道のりでありますので、毎年この査定はやっておりますが、特に今年は人件費の高騰だとか資材高騰等々によって非常に厳しい状況が、我々だけではなくて、続いています。昨日もAOKT連絡協議会を実は開いて、あま・大治・蟹江・飛島ということで、名古屋に隣接しているこの1市2町1村がいろんな情報共有をしましたが、本当にやっぱりどこでも厳しい状況は変わりありません。飛島だけはちょっと別格だということなんですけれども、やっぱり飛島は飛島で非常にいろんな問題を抱えておりますし、年に数回こうやって近隣の状況を聞くのも、僕は情報共有としては大変必要ではないのかな、こんなことを思っています。

今日の案件は非常に重要でありますし、皆様方にしっかりと協議を願わなきゃいけないと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げ、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よ

ろしく願ひします。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございました。

本日は、吉田議員が傍聴に来ておられますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、配付した次第により行います。

議案第63号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、また、皆さん、よろしくお願いいたします。

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

では、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

この間、全協でも説明がありました。もう一回改めて自治体DX、今回総務から政策推進室に情報係を持っていくということで、今回の自治体、改めてなんだけれども、DXで、一応国としては全国を統一化して一元化するという方向が、現時点で来年2025年に仕様書を出すというふうになっている段階で、今現状どこまで進んでいて、今回の自治体DX、住民にとってもそうだし、役場の庁舎内での本来の目的を改めてお願いしたいと思います。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ただいまのご質問でございます。

先日の全協のほうでも副町長のほうからお答えいただいたように、DX（デジタルトランスフォーメーション）、ざっくりと言いますと情報化ということで、いわゆる今までのアナログのものをデジタルのものへというようなところをやっていくということでございます。

自治体についても自治体DXという形がありますので、自治体DXとしましては、今、例えばですけれども、自治体情報のシステムの標準化ですとか共有化とかはしまして、またマイナンバーカードの普及促進・利用促進などをやっていくところでございます。

今現在は、まだそういったDXを取りまとめていくとか方針というところがきちっと1つのところではないものから、今回、そういう組織を少し改編させていただいて、そこが担っていくというような形でのものを持っていくというところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

まずは、第一歩で情報係を政策に持っていくということで、実際、計画書自体、来年出るんですか。

○総務課長 藤下真人君

板倉議員のご質問で、標準化の関係でよろしいですかね。

○委員 板倉浩幸君

そうそう。

○総務課長 藤下真人君

今、補正予算等で議会でお認めいただいております、随時標準化に向けて事務を進めておる段階です。来年度中に蟹江町も標準化の仕様書に向けて最終段階に来ているというのが現状となっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ということは、標準化でできるものもあるし、じゃ、どこの自治体でもそうなんだけれども、独自施策がいろいろあるじゃないですか、蟹江町単独の。その辺は一元化でどうなっていくんですか。

○総務課長 藤下真人君

一元化によりまして、今、考え方としましては、自治体で、まずある程度決まった業務を一元化していくというものになっておりまして、独自なものについては、一旦標準化からは、今、現時点で調整しているものについては、それは除いて進めている状況となっております。あと、システムに関しては、独自なものについてはまず除外して、標準仕様書に併せた調整を行っているという状況です。

○委員 板倉浩幸君

独自施策をどうやるかというのがどこの自治体も悩みの種なんですね。一元化できるものはいいいんだけれども。部長も言ったように、今取っかかりは本当にマイナンバーカードをいわゆるデジタル化に向けてのまず最初の取っかかりですよ。大分進んだ……、問題はあるとしてもね。

その辺を含めていくと、じゃ、今のマイナンバーにしても取得していない人もいるし、その辺が、デジタル化が完全にできるかというところじゃないですよ。どうしても、政府もこの自治体DXの推進で誰一人取りこぼさないって言っているんだけれども、その辺の今までの紙の申請の方法、デジタルはデジタルで一元化して、今までにあっち行けこっち行けというのがなくなるとしても、どうしても紙は残っちゃうじゃないですか。紙のほうが便利じゃないって、申請するにしても、その辺の考え方は、それでも進めながらやっていくのか、

紙も。

○総務課長 藤下真人君

紙の申請等というご質問をいただきました。

現状、それぞれの部局に応じて、例えば、今、12月2日から保険証が資格者証等、そういったものと、あとマイナンバーで活用していくというものの混在をしてサービスを取りこぼさないという考え方で進めていると考えております。

また、この後の条例改正にもあるんですけれども、現状、やはりサービスを、住民の皆様が申請をしやすくするというものに取り組んでいますので、例えば今現状起きています転入・転出、マイナンバーを活用したもので、役所に来なくても手続きがスムーズに済んでいるという事実もあります。実際、今年度においてもそういった手続等はマイナンバー、情報で、窓口に来ず転出手続きができるとか、そういったものもしておりますので、と併せて窓口に来ても転出・転入ができるということで、そういったサービスがしやすくなるという考え方で進めておるのが現状です。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ぜひとも、住民のためのやつじゃないといけないと思うし、その辺を並行してやっていくならやっていくと、十分その辺も議論しながらやっていただきたいなと思います。

今回、手数料の条例の一部の改正もあって、これは基本的に室の変更で条例改正しなければいけないという認識で、手数料も変わらないですね、その辺をお願いします。

○総務部長 鈴木 敬君

今回、室及び部の設置条例の一部改正ということで、附則のほうで手数料条例のほうも変えさせていただいております。結論的に言いましては、これは、いわゆる課とか部の順番に入れ替えただけでありまして、何ら変わっておるものではありません。具体的に言いますと、手数料条例、いわゆる環境課が持っているような狂犬病の予防接種ですとかそういったものが最初にあったんですけれども、これが介護支援課が持つ介護保険法に関する事務手続、それから、真ん中はまちづくりになりますが、まちづくり推進課が所管する屋外広告物関係ですが、最後に、改正前は、最後のほうが介護保険法でしたが、今回は環境課が持つような狂犬病、それから動物の愛護に関するような手数料というところが変わっていますので、何ら、中身としては変わっていないところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

中身として変わっているわけじゃなくて、順番をちょっとなぶったりしたというだけですね。

あと、すみません、最後ですけれども、今回、環境課のほう、主というか、民生部だっ

たやつを産業建設部のほうで、環境衛生に関することと公害に関することってありますよね。公害ってどのような……環境はよく分かる、ごみからいろいろ、分かるんだけど。今までもあったはあったんですけども、改めて。

○総務部長 鈴木 敬君

環境と公害の関係で、ちょっと線引きのところがちょっと具体的なあれが曖昧なところがあるかもしれませんが、例えば、騒音なんかでも公害にもなりますし、あと、昔ですと、川の関係ですね、浄化の関係ですとかそういったものがあったと思いますので、そこら辺のところが公害に関することというようなところだと私は理解しています。

○委員 板倉浩幸君

環境だよ、それって。

○副町長 加藤正人君

公害は、騒音、振動、悪臭ですね、そういったものは町の権限になっていますし、あと、大気汚染とか水質汚濁ですね、権限としては県にありますけれども、町も協力して苦情等あれば対応するという、そういうことがございます。そういった公害対策法の関係の事務が中心になってございます。

○委員 板倉浩幸君

今話題になっている例えば地球温暖化対策、これは環境衛生に関わってくるのかな。

○総務部長 鈴木 敬君

すみません、先ほども申し上げましたが、ちょっと曖昧なところがあると思いますが、環境というところもあれば公害と考えるとところもあると思います。

○副町長 加藤正人君

環境衛生というのは、多分、ごみと、それから火葬の関係ですね、当初からあるそういった部分、昔厚労省でやっていた部分が環境衛生かなというふうに思っておりまして、その次に公害が来て、それから地球温暖化という幅広い地球環境問題というのが出てきますけれども、どちらかという公害の次に地球環境問題ということになると、どちらかのくくりというと私は公害かなというふうに思っているところですけども。

ただ、全ての細かいところまで部の条例で具体的な全ての分野を明確に書いているわけではないので、そのどちらかで読めばいいというふうに思っております。

○委員長 石原裕介君

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第63号「蟹江町室及び部設置条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第64号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木 敬君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

では、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

これ、議案説明のときにも、単純に、今回の条例改正か、一部を。基本は文言の整理って確認したんだけど、今までも個人を認識する番号の利用等に関する法律、どんどん変わっていて、文言の整理でずっとやっているんだけど、新旧対照表を見ても何かよく分からないんですよ。3ページ目にもある第2条の第9項が第2条の第10項ってなっているんだけど、その辺、ちょっと文言の整理だけで9から10に変わるし、ちょっとその辺補足的に何か説明できたらお願いします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、板倉議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、蟹江町の条例の改正につきましては、項についてを変更して改正しているというもののんですが、そもそもの法律の改正を受けて条例を改正しているという流れになっておりまして、この法律のほうがちよっと長い法律になるんですけれども、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が改正されたことがまずスタートになっております。

その中で、今回、蟹江町の条例に関係しているのは、この基本法等の一部ということですので、マイナンバー法が改正されている状況に応じて条例改正が行われております。

今回の法律の改正の狙いというかそういったものについては、行政手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化・効率化を図るためのもので、簡単に申し上げますと、マイナンバーカードを持ち歩かなくてもスマートフォンで同じ本人確認を行えるようにするというものも一つの改正のものとなっております。そういったものに関して、蟹江町の場合

は、今回、蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部を改正する条例で4つの条例がこちらの項が変更するというもので、例えば蟹江町個人情報の保護に関する法律施行条例、また第2条では、蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の中の条文の中に影響が出てくる。また、第3条では蟹江町税条例。そして4つ目が蟹江町都市計画税条例。そこで先ほどの上位の法律で改正されたものに伴って項ずれが起きて条例を改正するというものになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

要は、マイナンバーの法律改正で、国の法律が変わるから地方もちゃんと条例改正して直すよということなんだよね。今言っていた行政手続等に関わる関係者の利便性の向上で、今言ったように、マイナンバーをカードじゃなくてスマホでもやるとか、その辺も含めたことで変更になるから、そこら辺の利便性がよく見えないんだよね。利便性の向上って書いてあるんだけど、その辺をもうちょっと詳しく書いてもらえるとより分かりやすくなるのかなと思います。

○総務課長 藤下真人君

板倉議員のご質問で、あくまで条例改正につきましては、法律がもう改正をされたということでの町の条例がどのように変わるかというところで改正をさせていただくということで、ここに私が今申し上げたような内容を明記するというのはちょっとふさわしくないというところで、法律の改正は国会のほうで審議されていますので、その改正に基づいて影響の出るものを引用している部分を町は条例に基づいて改正するということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号「蟹江町個人情報の保護に関する法律施

行条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託をされました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時26分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 石 原 裕 介